

## 事業者の不適正事案への対応について

### 1. 大気汚染・水質汚濁に係る主な不適正事案の概要

昨今、一部の事業者において、水質汚濁防止法等の公害防止法令の排出基準の超過や測定データの改ざんが明らかとなり、事業者の公害防止に係る管理体制に綻びが生じている事例が報告されている。

時期	社名(業種)	事案の概要
H16.12 (水)	A社 (鉄鋼メーカー)	A社製鉄所防波堤等から、水質汚濁防止法の排水基準に適合しないおそれがある水が流出していたことが判明。 同社は少なくとも5年間以上、公害防止協定で定めた協定値を超過した測定データを、協定値内に書き換えて地方自治体に報告。
H17.3 (水)	B社 (金属メーカー)	工場の排水量実測値が公害防止協定で定めた協定値を超過した実測値を、協定値内に書き換えて地方自治体に報告していたことが判明。また、水質汚濁防止法に関しても、排水量の実測値の書き換えを行っていた。
H17.8 (水)	C社 (建材メーカー)	工場排水の測定を実施せず、不足していた測定回数を偽って報告していたこと、自動測定器による測定が長期間行われていなかったことが判明。
H17.8 (水)	D社 (有機製品メーカー)	工場排水の測定について、不足していた測定回数を偽って報告していたこと、10年以上実測値を公害防止協定値内に書き換えて報告していたことが判明。
H18.3 (大気)	E社 (石油精製業)	公害防止協定に基づくばい煙等に係る報告の一部について、3年間にわたって虚偽の報告をしていたことが判明。 製油所の大気排出ガス濃度測定を外部業者に委託していたが、測定データを地方自治体へ報告の基となる社内報告書に転記する際、現場担当者がデータを書き換え。
H18.5 (大気)	F社 (鉄鋼メーカー)	2つの工場において、公害防止協定で定めた大気排出濃度の協定値を超過した場合の地方自治体への報告義務を3年間以上怠り、協定値超過時にばいじん濃度自動記録装置を故意にラインから切り離して記録を欠測として報告していたことが判明。
H19.2 (大気)	G社 (電力事業)	発電施設において実施したばいじん濃度測定結果が大気汚染防止法の排出基準値等を超過していたにもかかわらず、実際の値より低く改ざんし報告していたことが判明。 同発電施設において実施した燃焼試験等の過程で、ばいじん濃度データが大気汚染防止法の排出基準値等を超過して運転。
H19.7 (大気)	H社 (製紙業)	平成16年度から平成19年6月末までの間で、ボイラー1基において硫黄酸化物が延べ3時間、ボイラー3基において窒素酸化物が延べ1,427時間の排出基準超過が判明。 硫黄酸化物、窒素酸化物の排出基準値を超過した場合、その数値をコンピュータ端末により排出基準値以下に書き換え。
H21.3 (水)	I社 (製紙業)	自社において分析した水質データを排水基準値以下に書き換えて県及び市に報告していたこと、県による立入検査・採水時に採水を行う排水口前の地点で排水を河川水で希釈することにより県の分析値が低くなるようにしていたこと等が判明。

## 2. 水質汚濁防止法の規制事務実施状況

### (1) 立入検査

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
立入検査件数	52,246	47,972	47,393	46,764	47,410

### (2) 排水基準違反

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
排水基準違反件数	10	4	14	12	10
改善命令等違反	0	0	0	0	0
その他水質汚濁防止法違反	0	0	2	2	0
合計	10	4	16	14	10

「その他水質汚濁防止法違反」には、総量規制関連を含む。

### (3) 行政処分

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
計画変更命令件数	0	0	0	0	0
改善命令又は一時使用停止命令件数	40	40	48	38	28
地下水浄化措置命令件数	0	0	0	0	0
緊急時の措置命令件数	0	0	0	0	0
合計	40	40	48	38	28

### (4) 行政指導

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
行政指導件数	7,527	7,112	6,993	7,670	8,374

出典：環境省「水質汚濁防止法等の施行状況」

### (参考) 水質汚濁防止法に係る苦情の法令違反の有無と講じた行政措置(平成 19 年度)

	違反していた				違反していなかった	不明	合計
	小計	規制基準に関する違反	無届,無許可,無認可	その他			
行政指導	530	386	48	96	1,115	1,018	2,663
改善勧告	19	17	-	2	13	40	72
改善命令	16	12	1	3	3	12	31
条例に基づく措置	27	20	1	6	30	59	116
なし	261	205	10	46	1,396	2,016	3,673
合計	853	640	60	153	2,557	3,145	6,555

出典：公害等調整委員会「平成 19 年度公害苦情調査結果報告書」

(参考)中央環境審議会大気環境・水環境合同部会公害防止取組促進方策小委員会での議論

第1回小委員会において挙げられた、検討事項の例は以下のとおり。

事業者による法令遵守の確実な実施

事業者の自主的なかつ継続的な公害防止の取組に対しメリットが生ずる仕組み

社会的な情報共有によるオープンな公害防止管理の促進と環境負荷の低減

事業者及び自治体における公害防止管理体制の高度化

基準超過時や事故時における自治体の機動的な対応の確保

公害防止法令に基づく事務手続きの合理化